別表第六の表アナログ局内回線収容部の項算定方法の欄２を次のように改める。

２　投資額の算定

前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数、局設置簡易遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数、局設置遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数又は加入者交換機のアナログ局内回線収容部数を用い、次の算定式により、局ごとアナログ局内回線収容部投資額を算定し、全ての局の局ごとアナログ局内回線収容部投資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部については局が属する都道府県の単価を使用する。

局ごとアナログ局内回線収容部投資額

＝き線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数
×き線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価
＋局設置簡易遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数
×局設置簡易遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価
＋局設置遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数
×局設置遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価
＋加入者交換機アナログ局内回線収容部数
×加入者交換機アナログ局内回線収容部単価

別表第六の表アナログ・デジタル回線共通部の項算定方法の欄１⑶を同１⑷とし、同１⑵中「遠隔収容装置設置局ごとに」を「局設置遠隔収容装置設置局ごとに」に、「遠隔収容装置が」を「局設置遠隔収容装置が」に改め、同⑵を同１⑶とし、同１⑴の次に次のように加える。

⑵　局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。

別表第六の表アナログ・デジタル回線共通部の項算定方法の欄２を次のように改める。

２　投資額の算定

前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、局設置簡易遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、局設置遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数又は加入者交換機のアナログ・デジタル回線共通部数を用い、次の算定式により、局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を算定し、全ての局の局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部については局が属する都道府県の単価を使用する。

局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額

＝き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数
×き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価
＋局設置簡易遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数
×局設置簡易遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価
＋局設置遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数
×局設置遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価
＋加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部数
×加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部単価

別表第六の表加入者交換回線収容装置の項、中継交換回線収容装置の項、中継交換機の項及び信号用中継交換機の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表空調設備の項算定方法の欄２中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局」に改め、同欄３中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表電力設備（整流装置）の項、電力設備（直流変換電源装置）の項及び電力設備（交流無停電電源装置）の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表電力設備（蓄電池）の項算定方法の欄２中「遠隔収容装置設置局の」を「局設置遠隔収容装置設置局の」に、「遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数」を「局設置遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数」に、「当該局舎」を「当該局」に改め、同欄３中「前２項」を「前３項」に、「すべて」を「全て」に改め、同３を同欄４とし、同欄２の次に次のように加える。

３　局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定

局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを加えた値を当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。

別表第六の表電力設備（受電装置）の項及び電力設備（発電装置）の項中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表電力設備（小規模局用電源装置）の項算定方法の欄１中「遠隔収容装置設置局ごとに」を「局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに」に改め、「当該局に設置される設備」の次に「（局設置簡易遠隔収容装置を除く。）」を加え、同欄２中「すべて」を「全て」に改め、同項の次に次のように加える。

電力設備（可搬型発動発電機）	１　設備量の算定 全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局を所要電流値ごとに分類した局数を全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局数でそれぞれ除した値を可搬型発動発電機の所要電流別配置比率として、その比率に応じて総設置数を割り当てることにより、所要電流別可搬型発動発電機設置台数を算出する。 ２　投資額の算定 ⑴　所要電流別可搬型発動発電機設置台数に、可搬型発動発電機規定容量を乗じ、所要電流別可搬型発動発電機容量を算出する。 ⑵　⑴で求めた値に、所要電流に応じた可搬型発動発電機単価を乗じた値を算出し、これらを合算した値を投資額とする。

別表第六の表機械室建物の項算定方法の欄１⑴シ中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局」に改め、同欄３中「すべて」を「全て」に改める。

別表第六の表機械室土地の項算定方法の欄２中「遠隔収容装置設置局」を「局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局」に改め、同欄３中「すべて」を「全て」に、「局ごと機械室建物投資額」を「局ごと機械室土地投資額」に改める。

別表第七様式第一中「局設置遠隔収容装置」を「局設置簡易遠隔収容装置　局設置遠隔収容」に、「電力設備（小規模局用電源装置）」を「電力設備（可搬型発動発電機）　電力設備（小規模局用電源装置）」に改め、同表様式第二中